公募型プロポーザル募集要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

１．業務名　令和４年度長崎県観光プロモーション業務委託

２．業務の概要　別添仕様書のとおり

３．参加資格

本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑩の全ての要件をみたしている者とする。

①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。
②過去に、本事業に類似・関連する業務を実施した実績を有していること。
③観光事業に関するＷｅｂやマスメディア等を活用したプロモーションの実績があること。
④観光事業に関連するＷｅｂサイトの制作、もしくは運用・管理実績があること。
⑤地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
⑥長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
⑦取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
⑧会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。
⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
⑩国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

４．プロポーザルの日程

項目	日程
① 公募開始	令和 4 年 9 月 22 日（木）
② 質問書の提出期限	令和 4 年 9 月 27 日（火）13 時必着
③ 質問に対する回答	令和 4 年 9 月 28 日（水）
④ 参加表明書の提出期限	令和 4 年 9 月 29 日（木）17 時必着
⑤ 企画提案書の提出期限	令和 4 年 10 月 19 日（水）13 時必着
⑥ プレゼンテーション	令和 4 年 10 月 24 日（月）午後
⑦ 審査結果通知	令和 4 年 10 月 25 日（火）
⑧ プロモーション打合せ	令和 4 年 10 月 31 日（月）

※プロポーザルの参加者が多数の場合、書類審査を実施する。

書類審査を通過した応募者のみ、プレゼンテーションを実施。

５．参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出のこと。辞退することによって、今度の契約等について不利益な取扱をするものではない。

（１）提出する書類

ア．プロポーザル参加表明書（別紙様式２）

イ．誓約書（別紙様式３）

ウ．同種企画の実績一覧表（別紙様式４）

（２）提出方法

持参、メールまたはＦＡＸとする。なお、メール・ＦＡＸの場合は受信確認をすること。

（３）提出期限

令和４年９月 29 日（木）17 時必着

（４）提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟　情報企画部　上杉 太輝

住　　所：〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁５階

電　　話：095-826-9407

Ｆ　Ａ　Ｘ：095-824-3087

電子メール：uesugi@ngs-kenkanren.com

（５）受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し、受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話または電子メールにて通知する。

６．企画提案書の作成及び提出

（１）提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（２）提出物

提出物	部数、留意事項
１．企画提案書	計８部 宛名「(一社) 長崎県観光連盟会長」、タイトル「令和４年度長崎県観光プロモーション業務委託」、提出年月日、会社名を記載すること。
２．電子媒体	１部　(DVD、USB 等、格納様式は任意)
３．見積書	１部　(様式任意) 会社名を記載のこと。 ○積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 ○各プロモーションの区分し、具体的に記載すること。 ○当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。 ○消費税及び地方消費税の税率は 10%とする。

	○宛名は一般社団法人長崎県観光連盟　会長　宮脇雅俊とする。
４．企業等の概要	（様式任意）１部 既存のパンフレット等でも可。

（３）企画提案書の提出方法

①提出期限：令和４年 10 月 19 日（水）13 時まで（必着）

②提出方法：持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（４）提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟　情報企画部　上杉 太輝

住　　所：〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁５階

電　　話：095-826-9407

Ｆ Ａ Ｘ：095-824-3087

電子メール：uesugi@ngs-kenkanren.com

（５）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

②実施要領に反すると認められる場合。

③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

５．その他

①企画提案書は１者１提案までとする。

②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。

④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなす。

⑥プロポーザル参加により、一般社団法人長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。

⑧委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

６．質問及び回答

（１）提出方法

・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式１）によりメールにて提出すること。

・送付先は担当窓口のとおり。
・なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認のこと。

（2）質問書提出期限：令和 4 年 9 月 27 日（火）13 時必着

（3）質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページ「ながさき旅ネット」法人・団体向けサイト（https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/）の新着情報に令和 4 年 9 月 28 日（水）に公開する。

（4）その他

・説明会の開催は予定していない。
・受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7．著作権

①参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとする。

②委託業務における製作物の著作権は、一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとする。委託契約期間終了後、一般社団法人長崎県観光連盟が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

8．審査

（1）審査方法

①企画提案書は（3）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査会で協議し、受託候補者を決定する。

②審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーションにより行う。なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合がある。

（2）プレゼンテーションの実施日及び場所

・期日　令和 4 年 10 月 24 日（月）午後
・場所　長崎県庁

（3）審査基準

①技術審査は 200 点満点とする

審査項目	審査要領	配点
1. 業務の理解度	●企画提案全体の概要コンセプト ●事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか	20

2.提案内容	共通	・根拠となるデータをもとにした具体的なターゲット層の確立・設定方法・広告手段等の内容であるか。 ・幅広い知識や専門的ノウハウ、知見、データ等を活用した企画となっているか。		20
	西九州新幹線を活用したプロモーションと九州圏内プロモーション	効果的なWEB広告の企画・出稿	●関西圏・中国圏・九州圏に対し、西九州新幹線における認知向上及び誘客促進するために効果的なアプローチ方法であるか。 ●九州圏に対しては、西九州新幹線に限らず、マイカーを利用した近隣エリアでの旅行イメージを訴求する効果的なアプローチができる内容であるか。 ●ターゲットエリアに対し、効果的な広告投下配分となっているか。	30
		既存コンテンツ・動画を活用した展開	●観光サイト「ながさき旅ネット」へ誘導するための手法やコンテンツ選定がされているか。 ・「ながさき旅ネット」内にある特集やモデルコース、記事等を効果的に活用しているか。 ・「ながさき旅ネット」へ誘導するために効果的な動画を活用しているか。	20
		SNSグループとのタイアップ・LP制作	●県外観光客目線による情報発信が期待できるタイアップグループであるか。 ・SNS等を活用し、情報の拡散が期待できるか。 ●ユーザーが興味・関心を喚起させる企画やデザインを提案すること。	20
		WEBメディア・マガジンの活用	●提示している訴求層に合う媒体を選定されているか。 ・活用する媒体数、掲載する記事数、掲載内容案を具体的か。また、長崎へ誘客が期待できる内容であるか ・提示している記事を閲覧されるための工夫がされているか。	20
	宿泊キャンペーンプロモーション	効果的な企画・手法の提案	●本県へ誘客の期待できるターゲットエリアを選定し、宿泊キャンペーンの周知及び長崎県への宿泊を伴う来訪意欲の喚起に繋がる、効果的なアプローチの内容か。 ●各種メディア（マスメディア・デジタルメディア）やWEB広告等を効果的に組み合わせて、宿泊キャンペーン内容を及び長崎県の観光情報を最大限に露出するPR手法の提案がなされているか。	30
3.プロモーション	●本プロモーションの効果検証の仕組みと具体的な手法や内容の提案がなされているか。			30

の効果測定	・プロモーション実施するにあたり具体的な事前予測が立てられているか。 ・プロモーション後の効果検証、また来訪計測の手法を具体的な提案がなされているか。	
4. 業務遂行能力	●本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制・人員が整っているか。 ●ＰＤＣＡサイクルの考え方は適切であるか。 ・長崎県観光連盟との連絡窓口が明確であり、要請に応じて即時に対応できる体制が整っているか。 ・作業ごとに開始・終了が明確であり、計画的で無理のないスケジュールになっているか。 ・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果を有しているか。	10

②価格審査は 100 点満点とする

1. 価格	次の算式により算出する 価格点＝100×（1－見積価格×1.1÷予算額）	100

③評価基準

評価	たいへん優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
30 点の場合	30～25	24～19	18～13	7～12	1～6
20 点の場合	20～17	16～13	12～9	8～5	4～1
10 点の場合	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1

（4）審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知する。

9．契約手続き

（1）契約締結の協議においては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。長崎県観光連盟と受託候補者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うため、この際、内容について変更が生じる場合がある。

（2）交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進むものとする。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県観光連盟と交渉を行うことになる。

（3）契約金額の支払いについては、精算払いとする。

10. 問い合わせ先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟　情報企画部　上杉 太輝

住　　所：〒850-8570　長崎市尾上町３番１号　長崎県庁５階

電　　話：095-826-9407

Ｆ Ａ Ｘ：095-824-3087

電子メール：uesugi@ngs-kenkanren.com

11. 附則

この要領は、令和４年９月　日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。